国立大学法人東京医科歯科大学名誉博士称号授与規則

平成 2 6 年 3 月 1 2 日 規 則 第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)における 国立大学法人東京医科歯科大学名誉博士(以下「名誉博士」という。)の称号授与に関 し必要な事項を定めるものとする。

(称号授与の要件)

- 第2条 名誉博士の称号は、次の各号の一に該当する者に授与することができる。
 - (1) 学術文化の発展に特に顕著な貢献があり、本学において顕彰することが適当と認められる者
 - (2) 本学の教育研究の発展に関して、国際的観点からその功績が特に顕著であった者

(推薦)

第3条 部局等の長(国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程(平成16年規程第1号)別表に規定する部局長及びセンター長をいう。)は、前条各号の一に該当すると認められる者(以下「候補者」という。)があるときは、学長に推薦することができる。 2 前項のほか、学長は自ら候補者を推薦することができる。

(称号の授与)

第4条 名誉博士の称号は、教育研究評議会の議を経て学長がこれを授与する。

(名誉博士記の交付)

第5条 名誉博士の称号を授与するときは、名誉博士記を交付する。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、名誉博士の称号授与に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。